

グローバルポイント日本語学院学則

制定 令和8年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、進学を目的とした外国人を対象に日本語教育を行う。日本語の運用能力だけでなく、日本の文化や習慣、また、異文化理解に対する寛容な態度や自己管理能力を養い、将来、国際化が進む社会の一員として、幅広い視野を持ち、日本と諸外国間の相互理解・相互交流の促進に寄与する国際人を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、「グローバルポイント日本語学院」(英語表記: Global Point Japanese Language School) と称する。

(所在地)

第3条 本校は、大阪府大阪市生野区中川2丁目14番2号に置く。

(自己点検・自己評価)

第4条 本校は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に則って、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は別途定める。

第2章 修業期間、授業日数及び休業日

(コース・修業期間・学生定員)

第5条 本校の課程、修業期間、学生定員、及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部	課程名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
午前の部	進学2年コース (専門学校・大学への進学)	2年	60名	3クラス	4月入学
午後の部	進学1年6か月コース (専門学校・短期大学への進学)	1年6か月	40名	2クラス	10月入学
計			100名	5クラス	

※入学年度によっては、必ずしもコースが午前または午後に固定されない場合がある。

(始期・終期・学期等)

第6条 本校の各コースは、4月または10月に始まり、3月に終わる。

2 前条の期間を分けて、次の学期とする。

前期：4月1日から9月30日まで

後期：10月1日から3月31日まで

3 校長が特に必要があると認めたときは、前項の期間を変更することができる。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)春季休業 3月中旬から4月上旬まで(2週間)

(4)夏季休業 7月下旬から8月中旬まで(4週間)

(5)秋季休業 10月(1週間)

(6)冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで(2週間)

ただし、長期休業の詳細は、毎年度別紙「学校カレンダー」にて定めるものとする。

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を取りやめることができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、以下の通りとする。

※授業時数の1単位時間は、45分とする。

午前クラス		午後クラス	
点呼	08:55～09:00	点呼	12:55～13:00
1限	09:00～09:45	1限	13:00～13:45
2限	09:55～10:40	2限	13:55～14:40
3限	10:50～11:35	3限	14:50～15:35
4限	11:45～12:30	4限	15:45～16:30
そうじ	12:30～12:40	そうじ	16:30～16:40

第3章 教育課程、授業日時数及び学習の評価

(日本語教育課程)

第9条 本校には、以下の表の各課程別日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、授業科目及び授業時数は次のとおりとする。ただし、1日4単位時間、1週間の時間数は20単位時間とする。

課程名	備考	修業期間	収容定員	到達レベル	授業科目（レベル）	授業時間
進学 2年コース	4月入学	2年	60名	B2（後半）	初級	400 単位時間
					中級	400 単位時間
					中上級（前半）	400 単位時間
					中上級（後半）	400 単位時間
					総学習時間	1600 単位時間
進学 1年6か月 コース	10月入学	1年6か月	40名	B2（前半）	初級	400 単位時間
					中級	400 単位時間
					中上級（前半）	400 単位時間
					総学習時間	1200 単位時間

※進学2年コース（専門学校・大学進学）／進学1年6か月コース（専門学校・短期大学）

（クラス編成）

第10条 クラスは、学生の日本語能力等を基準に20名以下ごとに分けて編成する。

（学習の評価）

第11条 学習の評価は、定期試験、授業内評価、課題提出、授業態度を総合して決定し、A～Eの5段階評価とする。

(1) 定期試験と学習評価

成績認定のため、3か月ごとに定期試験（中間試験・期末試験）を行う。

学習の評価は、5段階評価とし、定期試験成績に加え授業内評価、課題提出、授業態度を総合的（合計100点として評価する。）に判定する。尚、定期試験の点数、授業内評価、課題提出、授業態度の割合は各科目によるものとする。

(2) 成績評価と評価の目安

成績評価は次表のとおりとする。3か月毎の定期試験（中間試験、期末試験）の成績評価C（50点）以上を合格とする。成績評価D（49点）以下を不合格とし、再試験を実施する。合格しなければ同レベルを再履修する。

※成績評価には出席率は含まないが、成績表には出席率を記載する。

成績評価	評価の目安
A	100～90
B	89～70
C	69～50
D	49～40
E	39～0

第4章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第12条 本校に、次の教員及び職員を置く。なお、以下の(1)～(6)は兼務することができる。

- (1) 校長（必要に応じて副校長を置くことができる）
 - (2) 主任教員
 - (3) 日本語教員（主任教員除く）：4名以上（うち本務等教員2名以上）
 - (4) 生活指導担当者：2名以上
 - (5) 事務統括責任者
 - (6) 事務職員（事務統括責任者を除く）：1名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務を司り、所属教員及び職員を監督する。
 - 4 主任教員は、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、教務を統括する。
 - 5 事務統括責任者は学校事務を統括する。

(教員会議)

第13条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

- 2 教員会議は校長又は主任教員が主宰する。

第5章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第14条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける経費支弁者を有する者
- (4) 日本語に関する基礎学力があると本校が判断した者

(入学時期)

第15条 本校への入学は、年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(入学手続き)

第16条 本校への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他書類に必要な事項を記載し、第24条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第24条に定める納付金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第 17 条 学生が疾病や事故その他やむを得ない事由によって、5 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学期間を記載した休学届に、診断書等必要書類を添えて申請し、校長の許可を得なければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、その旨を届け出て、校長の許可を得なければならない。

(退学・転入学)

第 18 条 退学又は転学しようとする者は、退学・転学届にその事由を記載し、校長の許可を得なければならない。

- 2 災害、伝染病等により学校運営が困難となった場合には、提携する日本語学校、またはその他受け入れ機関等への学生の転学を支援する。尚、提携校の学生についても契約により、転入の申し出があれば、受け入れる。

(修了・卒業の認定)

第 19 条

(1)進級の認定

初級、中級、中上級（前半）、中上級（後半）〈進学 2 年コースの場合のみ〉の修了時の試験で、第 11 条に定める 5 段階評価の A, B, C を合格とする。また、D 以下は不合格とし、再試験を受けて合格すれば、進級を認める。尚、再試験で不合格になった場合は、もう一度、同じレベルを再履修することとする。また、補講が必要であると判断される場合は補講を実施する。

進級認定の担当者は、おもにクラス担任とする。尚、学生の進級判定が困難な場合、クラス担任は、校長と教務主任に進級認定会議の開催を要請し、協議のうえ決定する。

(2)課程修了の認定

進学 2 年コース及び 1 年 6 か月コース課程の修了時の試験で、第 11 条に定める 5 段階評価の A, B, C に到達した者は課程の修了を認める。また、D 以下の者は、再試験を受けて合格した場合のみ修了を認める。

課程修了認定は、会議において、全修了予定の学生について協議する。クラス担任の資料提示（成績及び出席率）と報告に基づき、教務主任、校長とともに、課程修了認定会議において協議し、決定する。

(3)卒業認定及び修了認定

課程の修了時の成績に合格し、総合出席率が 90%以上の者に卒業認定を行う。また、再履修があり、課程の最終レベルに到達しなかった者や総合出席率が 90%に満たない者は修了認定とする。

(除籍)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長が除籍を決定することがある。

- (1)授業料の納付期限を超過し、督促しても納付しない者。

- (2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 法律違反等により刑事罰を受けた者。
- (4) その他校長が必要であると認めた者。

(褒賞)

第 21 条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となるに者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 22 条 学生で本校の学則、その他本校が定める諸規則を守らず、その他学生の本分に劣る行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で努力が見られず、成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなく出席せず、出席率 50%以下になり、指導後も改善がみられない者。
- (4) 本校の秩序を乱し、学生の本分に著しく反した者。
- (5) その他校長が必要であると認めた者。

(帰国)

第 23 条 本校を退学、除籍となった場合は、速やかに帰国し、帰国後に本校に報告しなければならない。

第 6 章 学生納付金

(学生納付金)

第 24 条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

	選考料	入学金	授業料 (総額)	施設教材費 (総額)	留学生保険 (総額)	課外活動・健康 管理費(総額)
進学 2 年コース	30,000 円	60,000 円	1,300,000 円	120,000 円	20,000 円	40,000 円
進学 1 年 6 か月コース	30,000 円	60,000 円	975,000 円	90,000 円	15,000 円	30,000 円

※上記に別途消費税を加算する

(納入)

第 25 条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、休学分の授業料を減免することがある。

(滞納)

第 26 条 学生が、正当な理由なくかつ所定の手続きを行わずに、授業料を 3 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合は、校長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第 27 条

詳細は別途の細則に定める。(別表)

第 7 章 雑則

(寄宿舍)

第 28 条

設置する場合に、詳細は細則に定める。

(健康診断)

第 29 条 健康診断は毎年 1 回以上、5 月または 11 月に実施する。

詳細は細則に定める。(別表)

第 30 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

(第 29 条「健康診断に係る規程」及び「学費返金規程」)

付則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

健康診断に係る規程

制定 令和8年4月1日

学則第28条により、次の要領で健康診断を実施する。

1. 本校の在學生は、本校が実施する健康診断を受診しなければならない。
2. 本校に入学した者が受診する健康診断は、入学時期に応じて、おおむね以下のとおりとする。
4月入學生 : 5月の第2週
10月入學生 : 11月の第2週
3. 入学の翌年度の健康診断は、おおむね以下のとおりとする。
4月入學生 : 5月の第2週もしくは11月の第2週
10月入學生 : 11月の第2週
4. 進学等に際して健康診断を受診し、その診断書の写しを本校に提出した者は、本校が実施する健康診断を受診しなくてもよい。
5. 診断書の写しの保存期間は、學生が本校を離籍後1年間とする。
6. 健康診断の結果、他の學生等への感染の恐れがある疾病に罹患していることが明らかとなった者は、授業への参加は認めず、その治療を優先する。

以上

学費返金規程（日本語教育振興協会ガイドラインに準拠）

制定 令和8年4月1日

第一条 納入された学費の返金については次の通りとする。

1. いかなる場合も受験料等の手続費用は返金しない。

2. 以下の場合には一部の納入金を返金する。

(1) 在外公館で正式に入国査証の申請をして不許可となった場合

条件：入国査証が不許可となった根拠資料の提出、及び入学許可書の返却

返金：全納入金を返金する。（入学金も返金する。）

(2) 在留資格認定証明書交付後、正式に査証申請せず、渡日しなかった場合

条件：入学許可書および在留資格認定証明書の返却

返金：入学金を除く全納入金を返金する。

(3) 入国査証の交付後、渡日前に入学を辞退した場合

条件：入学許可書の返却および査証が未使用であることの根拠資料の提示

返金：入学金を除く全納入金を返金する。

(4) 入国査証の交付後、渡日して6ヶ月以上在学した学生が、正当な理由をもって退学した場合

条件：入学当初の6ヶ月間を除いて、各学期末までに退学届を提出し受理され、校長が返金対象と認めること（例：本人の病気・ケガで母国に帰国せざるを得ない/在学を継続すると他学生等に悪影響を及ぼすと学校が判断した場合など）。

返金：帰国確認後に、次学期以降の残りの授業料を学期（3ヶ月）単位で返金する。

3. 以下の場合には納入金を返金しない。

(1) 渡日後、入学しないまたは6ヶ月以内に退学・除籍した場合

(2) 入国査証の交付後、渡日入学した学生が、正当な理由なく退学した場合（例：他校への転校/進学・婚姻等による在留資格の変更/法令違反や学則違反等による除籍処分など）

(3) 入国査証を取得し入学した学生の在留期間更新が不許可となった場合

(4) 天災・事故・感染症などやむを得ない事情により授業を中止した場合も、免責として全納入金を返金しない。

4. その他

(1) 保険料は、入国が遅れても返金しない。

(2) 高校での在籍開始後は、入国審査遅延等いかなる理由があっても、未受講・未入学期間等の授業料・施設教材費・保険料・課外活動費・健康管理費等一切の費用について割引・免除・返金しない。

(3) 課外活動費は授業料に含むものとし、課外活動に不参加の場合でも返金しない。

以上